愛媛県報

平成15年７月４日金曜日　第1471号

発行　愛媛県

印刷　岡田印刷株式会社

◇目次◇

告示

○ 落札者等の告示…… 745
○ 土地改良区の定款変更の認可…… 745
○ 村営土地改良事業の計画の変更等の同意（３件）…… 745
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可…… 745
○ 道路の区域変更（県道丹原小松線）…… 746
○ 道路の供用開始（〃）…… 747
○ 道路の区域変更（県道壬生川丹原線）…… 747
○ 道路の区域変更（県道今治波方港線）…… 747
○ 道路の供用開始（〃）…… 747
○ 道路の区域変更（県道玉川菊間線）…… 748
○ 道路の供用開始（〃）…… 748
○ 道路の区域変更（県道大三島環状線）…… 748
○ 道路の供用開始（〃）…… 748

公安委員会規則

○ 車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則…… 748

公安委員会告示

○ 取消処分者講習に係る指定講習機関の指定…… 749

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告示

○愛媛県告示第1419号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県インターネット回線専用サービス　一式	愛媛県企画情報部管理局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	平成15年６月26日	テレコムサービス株式会社　四国支店 香川県高松市寿町二丁目３番８号	月額 1,092,000円	一般競争入札	平成15年５月16日

○愛媛県告示第1420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

○愛媛県告示第1421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の３第１項の規定により、美川村から協議のあった土地改良事業（ほ場整備事業・沢渡地区）の計画の変更に平成15年６月23日同意した。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

○愛媛県告示第1422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の３第１項の規定により、美川村から協議のあった土地改良事業（農業用道路整備事業・沢渡地区）の計画の変更に平成15年６月23日同意した。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

○愛媛県告示第1423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の３第１項の規定により、美川村から協議のあった土地改良事業（農業用用排水施設整備事業・沢渡地区）の計画の変更に平成15年６月23日同意した。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

○愛媛県告示第1424号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第１項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第３項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

１　しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目４番地２

代表者　知事　加戸守行

松山市北持田町122番地

２　埋立区域

⑴　位置

温泉郡中島町大字畑里甲625番地先から同大字畑里乙175番１地先までの公有水面

⑵　区域

次の１点から33点までを順次直線で結んだ線並びに33点と１点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（Ｔ．Ｐ＋1.55メートル）の陸と公有水面に接する線により囲まれた区域

基点（国土地理院四等三角点Ｋ南１熊田）は、北緯33度58分24.9115秒、東経132度35分34.1190秒の地点

１点は、基点から真北58度52分00秒3,498.76メートルの地点

２点は、１点から真北334度21分10秒3.90メートルの地点

３点は、２点から真北64度21分10秒12.08メートルの地点

４点は、３点から真北63度47分50秒13.76メートルの地点

５点は、４点から真北62度58分50秒9.46メートルの地点

６点は、５点から真北60度53分30秒10.43メートルの地点

７点は、６点から真北59度38分20秒16.40メートルの地点

８点は、７点から真北56度37分20秒3.84メートルの地点

９点は、８点から真北58度00分30秒19.18メートルの地点

10点は、９点から真北57度06分40秒19.81メートルの地点

11点は、10点から真北57度17分10秒20.69メートルの地点

12点は、11点から真北56度55分40秒18.82メートルの地点

13点は、12点から真北56度11分30秒20.41メートルの地点

14点は、13点から真北55度21分00秒20.53メートルの地点

15点は、14点から真北54度56分30秒19.83メートルの地点

16点は、15点から真北55度44分30秒20.10メートルの地点

17点は、16点から真北55度17分10秒16.25メートルの地点

18点は、17点から真北54度57分50秒3.76メートルの地点

19点は、18点から真北53度05分00秒19.78メートルの地点

20点は、19点から真北50度07分00秒8.57メートルの地点

21点は、20点から真北49度28分20秒11.23メートルの地点

22点は、21点から真北45度58分00秒20.96メートルの地点

23点は、22点から真北44度48分10秒18.76メートルの地点

24点は、23点から真北44度50分10秒59.69メートルの地点

25点は、24点から真北44度23分50秒60.01メートルの地点

26点は、25点から真北44度45分10秒11.10メートルの地点

27点は、26点から真北44度56分30秒8.89メートルの地点

28点は、27点から真北42度53分00秒12.51メートルの地点

29点は、28点から真北42度16分30秒7.41メートルの地点

30点は、29点から真北39度29分00秒22.04メートルの地点

31点は、30点から真北32度39分40秒16.23メートルの地点

32点は、31点から真北18度55分00秒17.20メートルの地点

33点は、32点から真北６度20分00秒12.50メートルの地点

⑶　面積

2,031.18平方メートル

３　埋立ての免許の年月日及び番号

平成３年３月28日　愛媛県指令河第227号

４　しゅん功認可年月日

平成15年７月４日

○愛媛県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	丹原小松線	周桑郡丹原町大字長野74番３から 同町大字田野上方1924番１地先まで	旧	メートル 3.5～12.0	キロメートル 0.460	
			新	11.5～20.5	0.460	

○愛媛県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	丹原小松線	周桑郡丹原町大字長野74番３から 同町大字田野上方1924番１地先まで	平成15年７月４日

○愛媛県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字高松甲1537番２地先から 同大字甲1545番１地先まで	旧	メートル 10.4～11.5 11.0～24.0	キロメートル 0.091 0.099	
			新	10.4～11.5	0.091	

○愛媛県告示第1428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	今治波方港線	今治市東村南一丁目509番２地先から 同市東村南一丁目42番２地先まで	旧	メートル 9.2～11.2	キロメートル 0.030	
			新	9.2～13.5	0.030	

○愛媛県告示第1429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市東村南一丁目509番２地先から 同市東村南一丁目42番２地先まで	平成15年７月４日

○愛媛県告示第1430号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	玉川菊間線	越智郡菊間町長坂1925番４から同町長坂2000番６まで	旧	メートル 5.6～ 7.6	キロメートル 0.078	
			新	11.4～31.2	0.080	

○愛媛県告示第1431号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	玉川菊間線	越智郡菊間町長坂1925番４から同町長坂2000番６まで	平成15年７月４日

○愛媛県告示第1432号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	大三島環状線	越智郡大三島町大字宗方649番２から同大字781番２まで	旧	メートル 7.2～11.6	キロメートル 0.053	
			新	11.2～20.0	0.053	

○愛媛県告示第1433号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成15年７月４日

愛媛県知事　加　戸　守　行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大三島環状線	越智郡大三島町大字宗方649番２から同大字781番２まで	平成15年７月４日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第11号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年７月４日

愛媛県公安委員会委員長　宮　本　一　成

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納

付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年愛媛県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。
　本則の表車両及び積載物の公示に係る事務の項負担金の額の欄を次のように改める。

官報の公告料に相当する額

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第５号

　道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の４第１項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、次のとおり公示する。

　　平成15年７月４日

愛媛県公安委員会委員長　宮　本　一　成

名　　称	住　　所	代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称	特定講習を行う事務所の所在地	特定講習の種別	指定年月日
今治産業交通株式会社	今治市東村南一丁目１番１号	渡　邉　一　志	今治自動車教習所	今治市東村南一丁目１番１号	取消処分者講習	平成15年７月４日
東予交通株式会社	伊予三島市具定町660番地	桂　　利　夫	東予自動車学校	伊予三島市具定町660番地	同　上	同　上

平成15年７月４日　印刷
平成15年７月４日　発行
購読料（送料共）　１箇月 1,750円